

令和5年度に実施した行政監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年5月30日

徳島市監査委員	笠	井	寿	範
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

財産発第54号
令和7年5月12日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰良

行政監査結果（令和6年4月3日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

財産管理活用課

指摘事項	1 公有財産台帳の管理体制のあり方 全ての職員が、公有財産は市民の財産であることを再認識するとともに、公有財産活用推進会議等、全庁的な組織を活用し、公有財産台帳の更新方法をはじめ、報告方法についても、所管課は財産管理活用課への報告のみとし、会計管理者には財産管理活用課がとりまとめて報告する等、本市の公有財産台帳の管理体制について、現行規則の改正も含めて検討されたい。
措置状況	公有財産の適正管理の認識を持つよう令和7年4月1日付けで各所管課に対し、グループウェアを活用し文書を発出しました。今後も公有財産活用推進会議やグループウェアを活用し、職員への定期的な周知を行います。 公有財産の異動状況の報告方法や公有財産台帳の管理体制の見直しを行い、公有財産規則を改正しました。これまで各所管課は会計管理者及び財産管理活用課に対し公有財産の異動状況報告を行っていました。今回の改正で財産管理活用課へのみ報告する規定に変更し、財産管理活用課はその内容を取りまとめて会計管理者に報告することとしました。これまで両課が行なってきた確認作業がなくなることにより事務の簡素化・効率化を図ることができます。

監査結果に基づく措置状況

財産管理活用課

指摘事項	2 公有財産台帳の管理体制のあり方 地方公共団体の決算については、地方自治法等の規定に基づき、歳入歳出予算に加えて、財産に関する調書も調製しなければならないこととなっていることから、異動状況の報告ができていない財産については、適切な時期に、議会の認定を受け、市民へ公表されたい。
措置状況	財産に関する調書は地方公共団体が所有する公有財産のうち、道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港については、調書への記載を必要ないとされ、逆に整備予定の道路用地は調書への記載を必要とするとした規定があります。各所管課において上記規定の認識が希薄であり、また、公有財産台帳が紙ベースで正本・副本が存在するため、単純に調書への記載ができていない公有財産がありました。 令和5年度決算時に、上記規定に関する公有財産について精査を行い、財産に関する調書へ掲載し、議会の認定を受け、市民に公表しました。 今後も上記規定の認識を各課に対して周知するとともに令和7年4月1日より財産管理活用課で一元化・電子化した公有財産台帳から財産に関する調書を出力することにより調書への記載漏れを防止します。

監査結果に基づく措置状況

財産管理活用課

指摘事項	3 公有財産台帳のデジタル化 台帳整備の精度、台帳情報の共有化を高めるためにも、所管課との連携のもと、公有財産台帳のデジタル化を是非とも進められたい。
措置状況	現状の公有財産規則での台帳管理では、紙の台帳が2冊（財産管理活用課が保管する正本と各課が保管する副本）あり、財産の異動が発生した際にそれぞれ別の担当者が更新作業を行い、更新後の台帳情報も両方で整合を取る作業を行わなかったために、正本・副本の情報に乖離が生まれ、適切な台帳管理ができていませんでした。 上記課題を解決するために、令和7年4月1日に公有財産規則を改正し、公有財産台帳の電子化を行いました。電子化に際し、これまで正本と副本が存在していた公有財産台帳を一元化し、公有財産台帳の更新作業も財産管理活用課のみで行うことで記載の方法や内容も統一することが可能になりました。 今後、台帳管理は財産管理活用課が、現物管理は公有財産所管課が行うことで役割分担を明確にし、事務の効率化を図ります。

監査結果に基づく措置状況

財産管理活用課

指摘事項	4 公有財産価額の登載と公有財産価額の改定 資産価値を適切に把握することは、市民に対する市の財政状況のより具体的な開示を可能にするとともに、公共施設の維持管理や更新、未利用財産の売却促進や資産の有効活用を図るうえでも有益な情報となり得ることから、公有財産台帳への価額の登載及び定期的な価額の改定について検討されたい。
措置状況	財産管理活用課では新地方公会計制度に基づき、財務書類の補助簿として固定資産台帳を整備しています。固定資産台帳においては、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを管理しています。令和7年4月1日の公有財産台帳の電子化に伴い、主として数量面を中心とした運用管理・現状把握が目的の公有財産台帳と資産価値に係る情報の把握を目的とした固定資産台帳を連携させ、同一のシステムで管理を行います。システム化に伴い固定資産台帳と公有財産台帳の価格の算定及び改定方法を統一化し、全公有財産の価格を登載しました。 今後、公有財産台帳の価格については、固定資産台帳と統一化した価格算定・改定基準に基づき、公有財産台帳への登載を行うとともに、定期的な改定を行います。